

平塚市内中小事業者のみなさま 事業用電気自動車等の購入に 補助金を支給します！

先着順!!

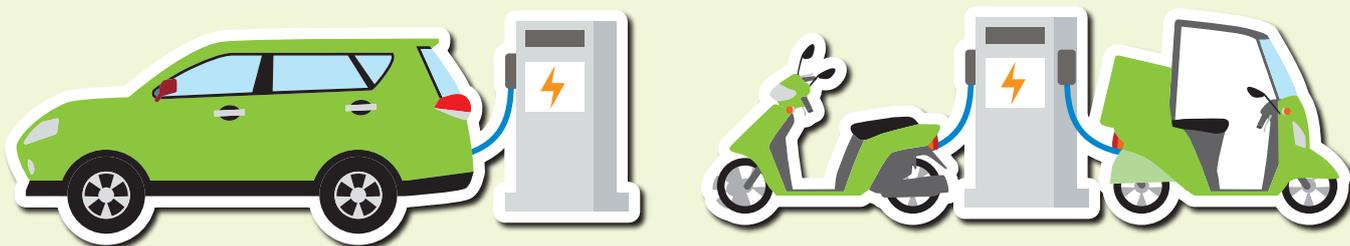
市内中小事業者の長期的な事業継続・拡大を支援するとともに、脱炭素社会の実現を目的とし、電気自動車等の購入に係る経費の一部を補助します。

最大500万円補助

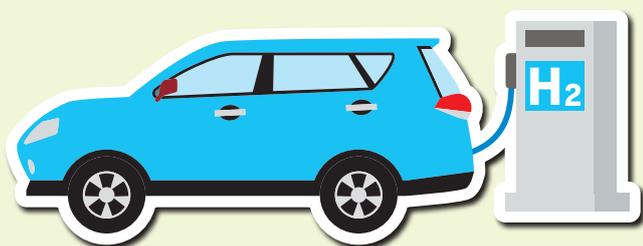
最大100万円/台 1事業者5台まで

■補助対象車両

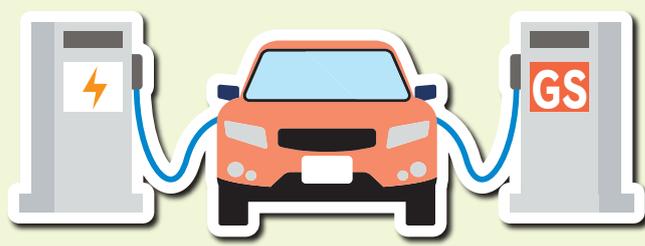
EV 電気自動車（四輪車、二輪・三輪車）



FCV 燃料電池自動車（四輪車）



PHV プラグインハイブリッド自動車（四輪車）



事業用の車両購入を検討している事業者必見!!

国の補助金を併用で、さらに購入経費を削減できます！

約50%削減!

■活用事例：道路旅客運送業者が電気自動車を購入する場合

定価**3,024,000円***1－市補助金**1,000,000円**－国補助金**388,000円***2＝**実質負担1,636,000円**

※1：日産リーフsを購入した場合（価格は令和3年10月7日時点のメーカー希望小売価格）

※2：令和3年10月1日時点 経済産業省「令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」を併用した場合

平塚市電気自動車等導入支援補助金

対象者

市内に事業所を有する中小事業者（個人事業主や、社会福祉法人、一般社団法人、NPO等の法人格を持つ団体も幅広く対象）

※資本金または従業員が一定以上の事業者（大企業）及びみなし大企業は除きます。

期間

補助対象期間：令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)まで

実績報告期限：令和4年2月28日(月)まで

※未購入の方、購入済みの方で申請方法がそれぞれ異なります。詳細は市ホームページの募集要領をご確認ください。

既に購入した車両でも補助対象となります。

補助内容

1 補助対象車両

- 電気自動車（EV）（四輪車、二輪・三輪車）
- 燃料電池自動車（FCV）（四輪車）
- プラグインハイブリッド自動車（PHV）（四輪車）



2 補助要件

- 市内販売店で購入した新車であること
※事業に必要不可欠な車両であり、社会通念上妥当なものであると市が認めるものに限りです。
- 使用の本拠の位置が市内であり、事業用として使用すること（車体に商号等の表示が必要です）
※残価設定型クレジットでの購入等、申請者が所有者とならない場合は補助対象外となります。
- 車両の新規登録（新規検査届出日）が令和3年4月1日以降であること
- 経済産業省「令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両及び市がこれと同等以上の車両であると認めるもの
- 令和3年4月1日以降に車両の登録、納車、支払いを完了し、令和4年2月28日までに実績報告をすること。ただし、予算額に達した場合は、その時点で終了となります。

補助額

区分	電気自動車	燃料電池自動車	プラグインハイブリッド自動車	電気自動車
	四輪車			二輪・三輪車
補助額	道路旅客運送業者	100万円/台	50万円/台	3/4
	その他事業者	75万円/台	30万円/台	(上限20万円/台)

- 補助上限5台/事業者とし、最大500万円を補助します。

注意事項

- その他詳細は、市ホームページに掲載されている募集要領をご確認ください。
- 申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。



お問い合わせ先

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

Tel : 0463-21-9758 Fax : 0463-35-8125

E-mail : sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

補助金に関する詳細は、市ホームページをご確認ください。▶▶▶

